

農業者の皆様の農業経営の安定化を応援します！

収入保険掛金に農業近代化資金活用できます



例えばこんな時

家族や従業員を守るため万が一に備えて収入保険に加入したいが、掛金の負担が大きく、資金繰りが厳しい！

融資の活用

掛金を分割払い（5年以内）で初期負担を軽減

経営の安定化

リスク軽減
長期的な経営基盤

【農業近代化資金とは】

農業近代化資金は、農業者の方々が必要とする資金を低利で融資する制度です。収入保険掛金にも対応しており、農業者の安定した経営を支援します。

貸付条件 ※収入保険掛金を利用する場合

対象者	認定農業者等、目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者、農業参入法人、集落営農組織等（収入保険の加入には青色申告を行っている必要があります。）
資金使途	収入保険掛金（保険料、積立金）、付加保険料
償還期間	原則、5年以内
貸付限度額	個人 1,800 万円（知事特認 2 億円）、法人 2 億円 ※貸付下限額 10 万円
利子補給承認限度額	個人 1,800 万円（知事特認 3,600 万円）、法人 2 億円
融資率	認定農業者等、集落営農組織等：100% その他：80%
担保・保証人	原則、下記金額の範囲内であれば、無担保・無保証人で農業信用基金協会の債務保証を受けることができます。 個人 3,000 万円（認定農業者 3,600 万円）、法人 6,000 万円（認定農業者 7,200 万円）
保証料	0.24%、0.29%、0.32%（令和7年10月21日現在）
貸付金利	2.1%（令和7年10月21日現在）
その他	県利子補給承認前の着工は原則、認められていません。着工日＝掛金支払日（引落日）

金利イメージ

基準金利※1

3.35%

貸付金利

県利子補給(1.25%)適用※2

2.10%

(公財)農長金利子助成※3
(最大 2.00%)の併用で

0.10%

JAバンク利子補給※4、5
(最大 1.00%)の併用で

0%

- ※1 令和7年10月21日時点。最新の基準金利、利子補給率は高知県協同組合指導課 HP の金利一覧にてご確認ください。
- ※2 県の予算の範囲内に限ります。予算額上限となり次第、利子補給は受けられません。事業所が所在する市町村によっては、別途市町村からの利子補給を受けられる場合があります。
- ※3 (公財)農林水産長期金融協会の利子助成事業（担い手経営発展支援金融対策事業）の要件に該当する場合に、借入当初5年間、最大 2.00%の利子助成が受けられます。5年目以降は農業経営基盤強化（スーパーL）資金と同率の貸付利率となるように助成。
- ※4 JA から農業近代化資金を 100 万円以上借入れた場合、借入当初5年間、最大 1.00%の利子補給が受けられます。
- ※5 詳しくは、お近くの JA バンク窓口までお問い合わせください。

保証料

JAバンク保証料助成により **保証料相当額を助成**※5、6

※6 JA から農業近代化資金の借入を受け、高知県農業信用基金協会に対する保証料を一括前払でお支払いされる方

【借入申込】借入の申込みは、最寄りの融資機関にお問い合わせください。

【収入保険】収入保険の加入については、NOSAI 高知にお問い合わせください。

【県窓口】このチラシについてご不明な点等ございましたら協同組合指導課(088-821-4521)にお電話ください。

借入申込

必要書類 所定の農業近代資金借入申込書類一式

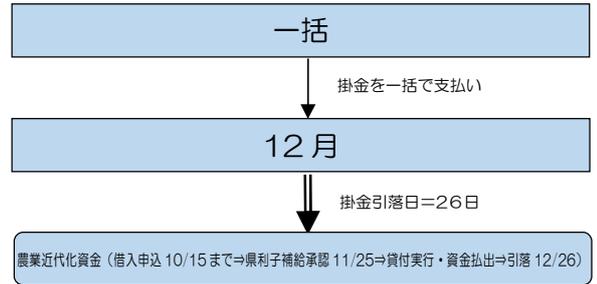
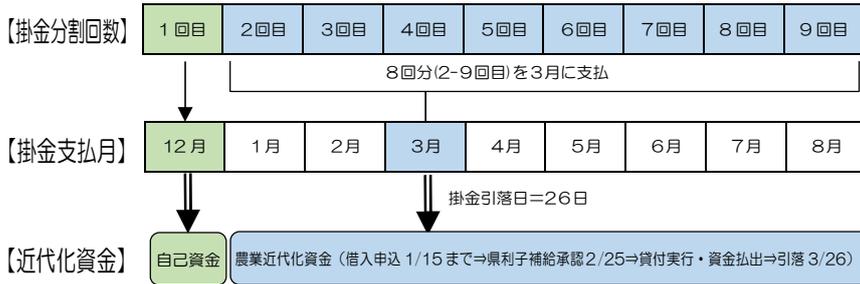
見積書は NOSAI 高知が発行する収入保険の「概算見積書」を提出してください。

申込スケジュール

- ★収入保険掛金（保険料、積立金）の支払は最大9回まで分割可能
 - ・支払回数は一括、2回、3回、5回、9回から選択できます。
 - ・1回目は保険開始の1か月前（個人は12月、法人は事業年度開始月の前月）に、付加保険料全額と合わせて支払います。
 - ・残りの収入保険掛金の支払を、1～8月までの任意の月に割り振ることができます。
- ★農業近代化資金の借入は実行希望月の前々月15日までに申込みが必要

【例1】収入保険掛金を9回分割とし、2-9回目を3月に支払う場合

【例2】収入保険掛金を一括で支払う場合



収入保険の加入・支払状況



収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく**農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です**

自然災害等で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



けがや病気で収穫不能



この他にも取引先の倒産や作物の盗難など、農業のあらゆるリスクに対応します！

留意事項

- 借入申込に際しては、融資機関及び高知県農業信用基金協会など関係機関の所定の審査があります。審査の結果によっては、ご希望に沿えない場合があります。
- 県利子補給承認前に支払った収入保険掛金等の借入申込はできません。
- 収入保険の未更新や中途解約により、借入金の償還期間中に返還された積立金は繰上償還が必要です。
- 各利子補給・助成は予算の範囲内に限ります。予算額上限に達した場合、利子補給・助成は受けられません。